

○盛岡・紫波地区環境施設組合手数料条例

昭和48年3月26日条例第4号
改正 昭和50年3月29日条例第1号
昭和53年3月2日条例第4号
昭和54年3月29日条例第3号
昭和58年2月19日条例第4号
昭和62年2月26日条例第3号
平成元年2月28日条例第3号
平成2年2月28日条例第1号
平成4年4月1日条例第5号（題名改称）
平成5年2月23日条例第4号
平成9年2月20日条例第2号
平成10年2月24日条例第1号
平成12年2月28日条例第1号（題名改称）
平成16年2月23日条例第1号
平成18年2月27日条例第5号
平成19年3月2日条例第2号
平成25年12月6日条例第2号
令和3年1月12日条例第1号
令和3年10月21日条例第2号
令和7年2月28日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（手数料の種類及び額）

第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- （1） 盛岡・紫波地区環境施設組合において行う一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）の収集、運搬及び処分 次の表に定めるところにより算出した額

種類	区分	単位	金額
直接搬入 の廃棄物	下記以外の廃棄物の処分	10キログラムまでごとに	105円（事業活動に伴って生じた一般廃棄物を収集及び運搬する一般廃棄物収集運搬業者

			(法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。)又は自ら事業者が搬入するものにあつては、120円)
	生ごみの処分	10キログラムまでごとに	30円
	スプリング入りのマットレス及びソファの処分	10キログラムまでごとに	1,320円
	犬、猫等の死体の処分	1体につき	2,100円
引取りの 廃棄物	申込みを受けて行う収集及び運搬	1回につき	2,100円
	下記以外の廃棄物(犬、猫等の死体を除く)の処分	10キログラムまでごとに	105円
	スプリング入りのマットレス及びソファの処分	10キログラムまでごとに	1,320円

(2) 盛岡・紫波地区環境施設組合において行う事務 次の表に定める額

手数料を徴収する事務	名称	金額
1 法第7条第1項又は第6項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可申請手数料	1件につき 5,000円
2 法第7条第2項又は第7項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可の更新の申請に対する審査	一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	1件につき 5,000円
3 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の変更許可の申請に対する審査	一般廃棄物処理業変更許可申請手数料	1件につき 5,000円
4 法第7条第1項及び第6項並びに第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可に係る許可証の再交付	一般廃棄物処理業許可証再交付手数料	1件につき 1,500円
5 盛岡・紫波地区環境施設組合清掃事業所条例施行規則(令和3年規則第4号)の規定に基づく計量カードの再交付	計量カード再交付手数料	1枚につき 300円
6 証明書の交付	証明手数料	1件につき 300円

- 前項の規定にかかわらず、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき定日に収集するものの処分に係る手数料は、無料とする。
- 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物及び法第13条第2項の規定により徴収する産業廃棄物の処分に要する費用については、第1項第1号の規定を準用する。

(納付方法)

第3条 手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、盛岡・紫波地区環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(手数料の減免)

第4条 天災その他特別の事情があると管理者が認めたときは、第2条第1項第1号の手数料を減免することができる。

(罰則)

第5条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(郵送料の実費負担)

第6条 郵送により証明書その他の書類の送付を求めようとする者は、第2条に規定する手数料のほかに郵送料の実費を負担しなければならない。

(不還付)

第7条 既納の手数料は、還付しない。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 紫波郡環境施設組合清掃条例（昭和44年条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和50年3月29日条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月2日条例第4号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月29日条例第3号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月19日条例第4号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月26日条例第3号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年2月28日条例第3号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年2月28日条例第3号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年2月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月23日条例第4号）

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 2 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 27 日条例第 5 号）

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 2 日条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この条例の改正後の規定については、平成 19 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの間に限り、次のとおりとする。

（１） 平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで 80 円

（２） 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで 90 円

附 則（平成 25 年 12 月 6 日条例第 2 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 12 日条例第 1 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 21 日条例第 2 号）

この条例は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 28 日条例第 1 号）

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。